

西村あさひ法律事務所

ウクライナ情勢を受けた欧米日の対ロシア制裁の直近動向(第2回)

ヨーロッパニュースレター

2022年3月4日号

執筆者:

E-mail ☒ [五十嵐 チカ](#)E-mail ☒ [石戸 信平](#)E-mail ☒ [木津 嘉之](#)E-mail ☒ [金子 佳代](#)

本年2月21日のロシアによるウクライナへの軍事侵攻以来、米国・欧州・日本を含む各国及び地域で対ロシア向け制裁措置を強化する動きが目まぐるしく展開しています。[2022年2月28日発行の第1回のニュースレター](#)では、日本時間2022年2月25日(金)までに入手した情報に基づき、日米欧の経済制裁に関する動向を整理いたしました。

第2回の本号ニュースレターでは、それ以降、日本時間2022年3月3日(木)現在における情報に基づき、日米欧の経済制裁及びロシアの対抗経済措置に関する最新の動向をアップデートいたします。

1. 日本

日本では、2022年2月26日閣議了解「[「ドネツク人民共和国」\(自称\)及び「ルハンスク人民共和国」\(自称\)関係者並びにロシア連邦の特定銀行に対する資産凍結等の措置、両「共和国」\(自称\)との間の輸出入の禁止措置、ロシア連邦の政府その他政府機関等による新規の証券の発行・流通等の禁止措置、特定銀行による我が国における証券の発行等の禁止措置並びに国際輸出管理レジームの対象品目のロシア連邦向け輸出の禁止等に関する措置について](#)」、同年3月1日付閣議了解「[ロシア連邦関係者及びロシア連邦の特定銀行に対する資産凍結等の措置等について](#)」、同年3月3日付閣議了解「[ロシア連邦、ベラルーシ共和国並びに「ドネツク人民共和国」\(自称\)及び「ルハンスク人民共和国」\(自称\)の関係者等に対する資産凍結等の措置等について](#)」が出され、新たに、外国為替及び外国貿易法に基づき、以下のとおり、①資産凍結、支払規制及び資本取引規制等)、並びに②輸出禁止等の措置が実施されています。

以下、本ニュースレターでは、あくまでも便宜上、前者①を「金融制裁」、後②を「貿易制裁」と略称します。

(1) 金融制裁

- 2月26日:
 - ・ [「ドネツク人民共和国」\(自称\)及び「ルハンスク人民共和国」\(自称\)関係者として指定された24個人及び資産凍結等の措置の対象となるロシア連邦の団体として指定された1団体](#)に対し、支払規制及び資本取引規制を実施。
具体的には、当該指定された者に対する支払等、また、当該指定された者との資本取引(預金契約、信託契約及び金銭の貸付契約)等を許可制とした。
 - ・ ロシア連邦政府等による我が国における新規の証券の発行・流通禁止措置を実施。
具体的には、指定されたロシア連邦の政府その他政府機関等による日本における新規の証券の発行又は募集等を許可制とした。
 - ・ ロシア連邦の特定の銀行による我が国における証券の発行等の禁止措置を実施。
具体的には、日本における証券の発行等を禁止しているロシア連邦の特定の銀行について、より償還期間の短い証券(30日超)を当該禁止措置の対象とした。
- 3月1日:
 - ・ 資産凍結等の措置の対象者として指定されたウラジーミル・プーチン大統領を始めとする[ロシア連邦関係者\(6個人\)及びロシアの特定銀行\(3団体\)](#)に対し、支払規制及び資本取引規制を実施。

具体的には、当該指定された者に対する支払等、また、当該指定された者との資本取引（預金契約、信託契約及び金銭の貸付契約）等を許可制とした。

- ・ 新たに指定された、[ロシア連邦関係者\(18 個人\)](#)、[ロシアの特定銀行\(4 団体\)](#)、[ベラルーシ共和国関係者\(7 個人・2 団体\)](#)、[「ドネツク人民共和国\(自称\)」及び「ルハンスク人民共和国\(自称\)」の関係者\(30 個人\)](#)に対し、支払規制及び資本取引規制を実施。

(2) 貿易制裁

- ウクライナ（「ドネツク人民共和国」（自称）又は「ルハンスク人民共和国」（自称）を原産地及び仕向地とする場合に限る。）との輸出入を禁止する措置
- 国際輸出管理レジームの対象品目のロシア連邦向け輸出及び役務の提供について、審査手続を一層厳格化、輸出の禁止等に関する措置
- 指定された [49 団体](#) への輸出等に係る禁止措置
- ロシアの軍事能力等の強化に資すると考えられる汎用品の輸出等の禁止措置
- 国際輸出管理レジームの対象品目のベラルーシ共和国向け輸出及び役務の提供について、審査手続を一層厳格化、輸出の禁止等に関する措置

2. 米国

米国では、追加で下記の制裁措置、ガイダンスが発表されています。

(1) 金融制裁

米国では、これまで、ロシア最大のズベルバンクを含む主要銀行の制裁対象(SDN)指定、米国人によるロシア主要国有企業の新規の債券・株式取引等の禁止、プーチン大統領に近い人物とその家族、関連法人の SDN 指定が実施されていましたが、追加で下記の措置が発表されています。

- 2月25日¹:
 - ・ OFAC は、ロシアのウラジーミル・プーチン大統領、セルゲイ・ラブロフ外相、セルゲイ・ショイグ国防相、ワレリー・ゲラシモフ軍参謀総長を SDN に指定しました。
- 2月28日^{2,3}:
 - ・ [大統領令 14024 号に基づく OFAC の指令 4](#) が発令され、「米国人」(U.S. Persons)⁴による、ロシア中央銀行、国民福祉基金及びロシア財務省に関わる全ての取引が禁止されました。禁止される「全ての取引」には、ロシア中央銀行等への資金移動やロシア中銀等のために行う送金等の外国為替取引も含まれます。また、かかる規制の潜脱・回避、違反を助長する行為、違反の共謀等も禁止されており、潜脱・回避・助長を行おうとすれば未遂に終わっても禁止行為にあたりとされています。指令 4 で指定された制裁対象者は、[非 SDN メニューベース制裁者リスト](#)に追加されています
 - ・ OFAC は、制裁対象となっている行為についてライセンスを与える際、行為者による個別ライセンス(Specific License)取得を求める場合と、一般ライセンス(General License)を発出し、一定の行為について包括的に許可する場合とがありま

¹ <https://home.treasury.gov/news/press-releases/jy0610>

² <https://home.treasury.gov/news/press-releases/jy0612>

³ https://home.treasury.gov/policy-issues/financial-sanctions/recent-actions/20220228_33

⁴ OFAC 規制における U.S. Persons の定義は、[ヨーロッパニュースレター2022年2月28日号](#)の脚注 4 参照

す。OFAC は、上記の指令 4 と同日付で一般ライセンス 8A 号を発出し、米国東部夏時間 2022 年 6 月 24 日午前 12 時 1 分までの間、上記の指令 4 に基づき禁止される取引に関して、所定のロシアの金融機関の関与するエネルギーに関連する(“related to energy”)取引を行うことを包括的に許可しています。

- ・ ただし、一般ライセンス 8A 号の下でも、大統領令 14024 号に基づく OFAC 指令 2 号の対象となる金融機関(ズベルバンク等)のためにコルレス口座を開設すること等、一定の行為については許可されておらず、そのため、米国金融機関は、制裁が適用されない第三国の金融機関を介して送金処理を行う必要があります(いわゆる「U ターントランザクション」)⁵。
- ・ OFAC は、政府系ファンドのロシア直接投資基金(RDIF)および同基金の運用会社とその子会社等を SDN に指定しました。
- ・ また、ロシアの有害な活動に関する制裁についての連邦規則(Russian Harmful Foreign Activities Sanctions Regulations; 31 C.F.R. Part 587)が追加され、3 月 1 日から発効しています。OFAC は、本規則に加えて、「より包括的な一連の規則」(more comprehensive series of regulations) を定める予定であり、解釈等に関するガイダンスや一般ライセンスの発行も含みうる、と公表しています⁶。

(2) 貿易制裁

2022 年 2 月 24 日付で米国商務省が対ロシア輸出管理規制の強化を発表し、即日発効したことは、前月号でも紹介しましたが、強化された規制の内容は、大要、下記のとおりです。

また、同年 3 月 2 日付でベラルーシに対しても同様の措置を実施しています。

- 商務省産業安全保障局(BIS)が管理する規制品目リスト(CCL)のカテゴリ-3~9(下記※参照)に該当する米国製品(物品・技術・ソフトウェア)を、ロシアに輸出・再輸出・国内移送(輸出等)する場合には、今後、BIS の事前許可が必要(人道上の理由など限られた例外を除き、却下の扱いになる)
 - ※ 3: エレクトロニクス、4: コンピュータ、5: 通信・情報セキュリティ、6: センサー・レーザー、7: ナビゲーション・アビオニクス(航空電子工学)、8: 海洋技術、9: 航空宇宙・駆動技術
- ①米国輸出管理規則(EAR)の規制対象である米国原産のソフトウェア若しくは技術の直接製品であるか又は、②EAR の規制対象である特定の米国原産ソフトウェア若しくは技術の直接製品等であるプラントにより生産された外国製品等の仕向け地がロシアとなる場合等には、輸出管理の対象となる(ロシア FDP ルール)。

ただし、米国と同様のロシア向け輸出管理を導入する国(日本、豪州、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ニュージーランド、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、英国)については、ロシア FDP ルールの対象外
- 軍事目的の使用または軍事転用する恐れのある需要者に対する管理強化

3. 欧州連合(EU)

2022 年 2 月 28 日以降、EU では、下記の措置が新たに導入されています⁷。

- 2 月 28 日
 - ・ ロシア航空機による EU 上空通過及び EU 域内の空港へのアクセスの禁止等
- 3 月 2 日:

⁵ OFAC の FAQ No. 978 (<https://home.treasury.gov/policy-issues/financial-sanctions/faqs/topic/6626>)

⁶ https://home.treasury.gov/policy-issues/financial-sanctions/recent-actions/20220228_33

⁷ <https://www.consilium.europa.eu/en/policies/sanctions/restrictive-measures-ukraine-crisis/>

- ・ ロシア国営のスプートニク及びロシア・トゥデイによるEU域内での報道活動の停止
- ・ 新たに 22 のロシア又はベラルーシの個人を SDN 指定⁸
- ・ ロシアの 7 金融機関等の SWIFT からの排除(3 月 12 日に効力発生)
- ・ ロシア直接投資基金(Russian Direct Investment Fund)が共同出資するプロジェクトへの投資、参画等の禁止
- ・ ロシア又はロシア所在の自然人若しくは法人(政府及び中央銀行を含む)へのユーロ紙幣の売却、供給、移転又は輸出の禁止⁹

4. 2022 年 2 月 26 日付、より厳格な経済措置に関する共同声明¹⁰

2022 年 2 月 26 日、欧州委員会、フランス、ドイツ、イタリア、英国、カナダ及び米国の首脳が、数日以内に下記の措置をとることを宣言しました。

- **指定されたロシアの銀行の SWIFT からの排除**
- ロシア中央銀行が外貨を取得する手段の妨害
- ロシアの富裕層が西側諸国の市民権を取得し、金融システムへのアクセスを得ることの妨害
- 制裁対象個人・団体の資産の特定・凍結

このうち、最も注目すべきは、指定されたロシアの銀行の SWIFT 決済網からの排除です。ロシアの銀行が SWIFT から排除されることにより、これらの銀行を経由した国際的な決済が困難となるため、ロシアからの輸出又はロシアへの輸入の代金の決済ができなくなるおそれが生じ、貿易が停滞し、通貨が大幅に下落する等の効果が見込まれています。

かかる共同声明を踏まえ、上記「3. 欧州連合(EU)」の項目に記載したとおり、EU は、3 月 2 日、排除の対象となる[ロシアの 7 金融機関](#)を発表しました。同日付の発表では、SWIFT 排除の対象には、ロシア最大手のズベルバンクやガスプロム(世界最大の天然ガス企業)系列のガスプロムバンク等は含まれていませんが、これは、欧州各国がロシアのエネルギーに依存している現状に照らし、エネルギー関連の取引の支払のためによく利用されるロシアの金融機関については SWIFT 決済網から排除することが見送られたとも報道されています。

5. ロシアの対抗経済措置

上記のような、各国の制裁措置に対し、ロシアのプーチン大統領は、2022 年 2 月 28 日に「米国並びにそれに追随する外国及び国際機関の非友好的行為に関する特別経済措置の適用」に関する命令、3 月 1 日には「ロシア連邦の金融安定性を確保するための追加的経済措置」に関する命令に署名しました。これらの命令では、とりわけ、下記の措置が導入されています。

- 外国との貿易活動に従事したロシア居住者が、2022 年 1 月 1 日以降に、非居住者から受け取った外貨の最低 8 割をルーブルに交換することを義務付け
- ロシア居住者による外貨の送金について、①当該送金が居住者が非居住者に対して行った貸付けに関するものである場合、又は②外国銀行等の自己の口座に入金する場合、いずれも禁止
- ロシア居住者が、政府委員会の特別許可なく、対口制裁発動国の国民との特定の取引(ルーブル建て対外貸付け、証券及び不動産の所有権移転)を行うことの禁止
- 1 万米ドル相当を超える外貨現物及び外貨建て商品(トラベラーチェック、約束手形等)のロシア国外への持出し禁止

⁸ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32022D0354&qid=1646338533315>

⁹ <https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/03/02/russia-s-military-aggression-against-ukraine-eu-bans-certain-russian-banks-from-swift-system-and-introduces-further-restrictions/>

¹⁰ https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/STATEMENT_22_1423

また、2022年3月1日、ロシア中央銀行は、ロシアの金融機関に対し、下記の取引制限を指示しています。

- 制裁発動国の居住者によるロシア国外への資金移転の停止
- 非制裁発動国の居住者であって、ロシア非居住者である者による資金移転を、月間5千米ドル相当以下に制限

さらに、欧州各国によるロシア航空機の空域使用禁止等に対する対抗措置として、ロシア連邦航空輸送庁(Rosaviation)は、EU及び北米(3月3日時点で米国は含まず)の36カ国の航空機に対して空域使用を禁止する措置をとっています。

上記で紹介した動向に加えて、連日、英国やカナダ等を含む各国からの制裁についても進展があり、引き続きアップデートを行っていきます。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 